年金春秋

DC運営 重みを増す継続教育

企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者は700万人を超 え、厚生年金に加入する勤労者の5人に1人という規模になりま した。

2016年改正DC法によって継続教育が努力義務化されたこ とは周知のとおりですが、その実施率の向上や実効性を一層 高めることが企業に求められています。最近の厚生労働省社 会保障審議会企業年金・個人年金部会では、年金ガバナンス も議題として取り上げられ、「制度を健全に運営するための体制 整備」というガバナンスの考え方は企業型DCにも有効であり、 かつ適用されるものであるという見解が示されました。事業主 は制度運営に関する最終責任を負う立場として、①投資教育を 行う、②運用の方法は事業主も関わってモニタリングし必要が あれば見直す、③運営管理機関を評価する、ことを通じて加入 者等の資産運用支援を行わなければなりません。企業型DC における年金ガバナンスの強化は、継続教育の確かな実行を 企業に求めることになります。

もう1つ企業型DCの継続教育の重要性が指摘されている点 として、2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コー ド(CBC、企業の行動原則)の原則2-6の「企業年金のアセッ トオーナーとしての機能発揮」が挙げられるでしょう。上場企 業に対して企業年金の安定した資産運用の取り組み体制を求 めるものですが、DC年金においては従業員への投資教育の 実施がそれに当てはまります。従業員の安定した資産運用は、 投資教育によってもたらされると考えられるからです。さらに CBCでは施策の実施内容について企業に開示を求めていま す。実施しない場合は実施しない理由を明らかにする必要が あります。時代は見える化と説明責任の方向に進んでおり、こ の流れは戻ることはないでしょう。DCも例外ではありません。

担当者としては手に余る厄介なことと気を重くしてしまうかも しれませんが、見方を変えれば、これはもはや企業のマネジメ ント・レベルの問題。継続教育が経営的なテーマにつながっ ていることを上層部に気付いてもらうことができれば、現場の 継続教育の取り組みやすさも格段に違ってくるはずです。

それでは実際の継続教育の状況はどのようになっているの

でしょうか。

私たちの協会が15年にわたって実施しているDC導入企業 の担当者意識調査によると、継続教育を過去3年間に実施し ている企業の割合は約6割で、担当者の制度運営上の悩みは 「従業員の関心の低さ|「継続教育のあり方|などコミュニケー ションの問題とする割合が8割以上となっており、継続教育は 常に制度運営上の大きなテーマです。

さて気になるのは、従業員の実態を「知らない」担当者の割 合が10~20%の間で一定程度あることです。例えば、社員の 元本確保型商品の選択率がどの程度か、運用商品について加 入者がどの程度識別できているのか、マッチングの利用状況が どの程度かといった実態を、「分からない」と回答しているので す。さらに継続教育を実施した効果や良かったと感じることに ついて「ない」との回答も16.5%となっています。

継続教育は、加入者の実態把握から始まります。

DCの導入目的も、退職給付制度に占める割合も位置づけ も、さらには業種も従業員属性も異なるなかで、万能の継続教 育は存在しません。継続教育には正解もありません。つまりは 企業自らが加入者の状況に応じて課題設定し、それを解決す るようPDCAを繰り返していくしかありません。そのプロセス責 任が企業に問われるのです。

OECDは、教育によってもたらされる金融リテラシーとは時 代を生き抜く「生活技術 | であると定義しています。継続教育 は複雑な人生100年時代に向き合う従業員の生きる力を向上 させ、さらには企業の力を向上させることにつながるでしょう。 教育はコストではなく企業価値を向上させる投資との認識が重 要です。

齋藤 順子(さいとう じゅんこ)

特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会 理事長 2002年協会設立。企業型DC担当者の意識調査をは じめ、セミナーや冊子の発行などを通じて企業型DCの担 当者にDC運営に関する情報を提供し続けている。自動 移換ゼロを目指して始めた「iDeCoナビ」は現在、月間15 万人が利用する。

